



2024.11.18-1

一般社団法人 日本介護支援専門員協会  
メールマガジン No.1248



本日はメルマガを2回に分けて配信します。

.....【お知らせメニュー】.....

1. ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会（第5回 R6.11.7）  
—厚労省、介護支援専門員の業務範囲の議論で方向性  
地域の支援体制を市町村主体で検討
  2. 最近の介護保険最新情報等
- .....

◆-----◆  
【1】ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会（第5回 R6.11.7）

- 厚労省、介護支援専門員の業務範囲の議論で方向性  
地域の支援体制を市町村主体で検討
- ◆-----◆

検討会の内容は、2回に分けて配信します

【記事作成：介護ニュース Joint】

□厚生労働省は7日、担い手不足をはじめとするケアマネジメントの様々な課題を話し合う検討会を開催し、これまでの議論をまとめた「中間整理」の素案を提示しました。

居宅介護支援のケアマネジャーの業務範囲に言及。法定業務に含まれない利用者・家族への支援について、「保険外で対応し得る」「他機関につなぐ」といった業務分類のイメージを例示しました。

そのうえで、これらを地域課題と位置付けて対応していくべきと指摘しました。市町村が主体となり、関係者間の協議を通じて必要な社会資源を地域の実情に沿って創出するなど、支援が途切れない体制をそれぞれ検討すべきと記しています。

厚生労働省は今後、こうした地域ごとの体制づくりを市町村などに要請していく方針です。地域課題をケアマネジャーに丸投げしない、という共通の認識を全ての関係者が持つことも重要だとして、理解促進・啓発に力を入れる考えも示しました。

検討会の次の会合に「中間整理（案）」を示します。厚生労働省の関係者は会合後、「どのような形で要請・周知していくか、これから具体的に詰めていきたい」と話しました。各地域で実効性をどう持たせるかが課題となりそうです。

#### ◆ 業務を大きく4つに分類

現在、ケアマネジャーの地域での活動は法定業務の範囲を超えて広がっています。利用者・家族のニーズに応える努力の結果ですが、必ずしも報酬を得られない仕事の量も以前より増えました。負担を軽くして疲弊を招かない環境を整え、人材確保につなげることが大きな課題となっています。

厚生労働省は今回の素案で、ケアマネジャーの業務を大きく4つに分類しています。例えば、「保険外サービスとして対応し得る業務」の中に、郵便の発送・受け取りや救急搬送の同乗などを位置付けました。

また、部屋の片付けや財産管理、入院中の必需品の調達、徘徊時の捜索などを、「他機関につなぐべき業務」と整理しました。概要は以下の通りです。

#### ＝＝居宅介護支援のケアマネジャーの業務分類＝＝

##### ① 法定業務

- ・利用者の相談対応、関係機関との連絡調整、ケアプラン作成

##### ② 保険外サービスで対応し得る業務

- ・郵便の発送・受取、書類作成・発送、代筆代読、救急搬送の同乗

##### ③ 他機関につなぐべき業務

- ・部屋の片付け、ゴミ出し、買い物など家事支援

- ・福祉サービスの利用や利用料の手続き、預貯金の引出や振込、財産管理
- ・入院入所中の着替えや必需品の調達
- ・徘徊時の搜索
- ・死後事務

#### ④ 対応困難な業務

- ・医療同意

＝＝厚生労働省の資料を基に作成＝＝

厚生労働省はこうした業務分類のイメージをもとに、必要な支援が途切れない体制を地域ごとに検討するよう市町村などに求めていく考えです。今回の素案では、「国として地域の議論を推進する取り組みを進める」との意向も示しました。

当協会より構成員として出席した柴口里則会長は、厚生労働省による業務分類の「保険外サービスで対応し得る業務」の対価について、「支援の内容によって、公費などで賄うことが望ましいサービスと利用者の自己負担で賄うことが望ましいサービスとを、分けて考えるべき。また、各地域が個々の実情に応じて、居宅介護支援の仕事として、責任とその対価を整理できる環境を作ることが重要」と述べました。

加えて「他機関につなぐべき業務」について、「行政や地域の関係団体、民間企業、住民らの参加による地域づくりが非常に重要。その要となるべきは地域ケア会議だと考える。個別事例の検討は各地で充実しつつあるが、ここは更に進めて、社会資源の創設やフォーマル・インフォーマルサポートの整備、既存サービスの評価について、地域の議論と実践がより活性化するような地域ケア会議のあり方を示してはどうか」と提案しました。

続けて、これらの業務は介護支援専門員の職能団体なども受け皿の1つになり得ると説明。特に「高齢者等終身サポート事業」について、「都道府県の職能団体が実施することで信頼あるサービスを提供できるのではないか」と提言しました。

---次号に続きます---

▽▼資料はこちらから（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_45155.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45155.html)

◆————◆  
【2】最近の介護保険最新情報等  
◆————◆

□介護保険最新情報 Vol.1327

「ケアプランデータ連携システムの地方公共団体向けセミナー開催と直近の動向について」の送付について

<https://www.jcma.or.jp/?p=780918>

□令和6年分の所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進に関する周知のお願いについて（周知協力依頼）

<https://www.jcma.or.jp/?p=781133>

◆————◆  
現在募集中の研修等（詳細はリンク先をご確認ください、一部、要ログイン）  
◆————◆

□居宅介護支援事業所ケアマネジメント実務の手引き研修

<https://www.jcma.or.jp/?p=780614>

□令和6年度介護支援専門員生涯学習体系研修

（実践者レベル1、実践者レベル3、指導者レベル1）

<https://www.jcma.or.jp/?p=777466>

□第3回メディカルケアマネジャー研修

<https://www.jcma.or.jp/?p=776410>

————  
□ご登録アドレスについて

・メールアドレスの変更等、会員情報に関しては下記ページにて承っております。

(会員専用 My ページ>会員情報の変更)

[https://www.jcma.or.jp/?page\\_id=28](https://www.jcma.or.jp/?page_id=28)

- ・配信先をスマートフォンや携帯電話、パソコンのメールアドレスに設定する等、受信する環境によって使い分けていただくことを推奨します。
- ・システムの都合上、同じメールアドレスで複数の方が登録されている場合、ご登録いただいた人数分が配信されてしまいます。できましたら、個人アドレスへの変更をお願いします。

□メールマガジンについて

- ・メールマガジンのバックナンバーは、ホームページの会員専用 My ページに掲載しています。
- ・メールのレイアウトが崩れて見える場合は「MS ゴシック」や「Osaka 等幅」など等幅フォントでご覧ください。
- ・本メールの送信アドレスに、返信やお問い合わせを頂いてもご返答することができません。ご不明な点・ご質問などございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

\*\*\*\*\*

発行：一般社団法人 日本介護支援専門員協会

メール [info@jcma.or.jp](mailto:info@jcma.or.jp)

ホームページ <http://www.jcma.or.jp>

Facebook ページ <https://www.facebook.com/caremanager.japan/>

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目11番地 金子ビル2階

TEL.03-3518-0777 FAX.03-3518-0778

◆個人情報保護方針について

<https://www.jcma.or.jp/?p=5291>

\*\*\*\*\*